

第十六回国会 厚生委員会、海外同胞引揚及び遺族援護に関する調査特別委員会 連合審査会議録第一号

昭和二十八年七月二十日(月曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

厚生委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君

理事長谷川 保君 理事中川 俊思君

越智 茂君 助川 良平君

山口六郎次君 中野 四郎君

山下 春江君 萩元たけ子君

杉山元治郎君 堤 ツルヨ君

有田 八郎君

海外同胞引揚及び遺族援護に関する調査特別委員

委員長 山下 春江君

理事青柳 一郎君 理事白井 莊一君

佐藤洋之助君 田中 龍夫君

中川源一郎君 福田 喜東君

白濱 仁吉君 田中 稔男君

帆足 計君 受田 新吉君

辻 文雄君 有田 八郎君

出席政府委員

大蔵事務官(主計局給与課長) 岸本 普君

厚生事務官(引揚援護課長) 中山 マサ君

厚生事務官(引揚援護課長) 田邊 繁雄君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

本日の会議に付した事件

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一一八号)
未帰還者留守家族等援護法案(内閣提出第一一九号)

○小島委員長 これより厚生委員会海外同胞引揚及び遺族援護に関する調査特別委員会連合審査会を開会いたします。協議の結果私が委員長職を勤めます。

○田邊政府委員 実には厳密に申しますと、この法律では、拘禁を解かれたときが、帰還したときとみなされておるわけでございます。従つて、マヌス島なりフィリピンにおいて拘禁を解かれた日、その日においてすでに帰還したものとみなされまゝと、現実に帰つて来る間に若干の日にちがございませう、その間は法律の適用から除外されるという事になつてはお気の毒でございます。現実にお帰りの間、その間は、未帰還者とみなして、その家族を援護しようという、こまかい配慮から、こういう規定を置いたわけであります。

○杉山委員 私には未帰還者留守家族等援護法案の第二条の二項の条文についてちよつとお伺いしたいと思ひます。この条文を読みますと、「日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁されている者及び同条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁されたい者であつて、その拘禁を解かれまだ帰還してないものは、この法律の適用については、未帰還者とみなす。」と書いてあるのですが、法律を字ばないしうとは非常にわかりにくいので、ちよつとお伺いしたいと思ひます。解かれましたが、「その拘禁を解かれまだ帰還してないものは、」と書いてありますが、大体外地で拘禁されていた者で拘禁を解かれたら、すぐに帰つておるのじやございませんとしようか。私のしろうと考へではそんなふうにお考へしておりますが、拘禁されておつて、まだ帰還しない者といふのはどういふケースか。また果鴨の中におる方のごときもその中に含まれるのか、その点をちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○田邊政府委員 実には厳密に申しますと、この法律では、拘禁を解かれたときが、帰還したときとみなされておるわけでございます。従つて、マヌス島なりフィリピンにおいて拘禁を解かれた日、その日においてすでに帰還したものとみなされまゝと、現実に帰つて来る間に若干の日にちがございませう、その間は法律の適用から除外されるという事になつてはお気の毒でございます。現実にお帰りの間、その間は、未帰還者とみなして、その家族を援護しようという、こまかい配慮から、こういう規定を置いたわけであります。

○杉山委員 それでは、普通なら帰るはずだけれども、途中の間を未帰還者とみなして援護をする、こういうわけでございますか。

○田邊政府委員 そうでございます。それがちよつとございました。

○中野委員 ちよつと関連して、承つておきたいのですが、マヌス島の引揚げについて、オーストラリアとの交渉過程とか、引揚げ状況、こういうことについて御存じの点を御説明願ひたいと思ひます。

○田邊政府委員 マヌス島の戦犯者の釈放の問題につきましては豫州の方と外務省とで、こちらに引取ることについてこまかい折衝を遂げまして、詰合がまゝとなり、船が向うに行くことになりました。船も白龍丸と決定したわけでありまして、これは終身刑が二十二名、有期刑が百四十三名、合計百六十五名と相なつておりますが、これは、そのまま全部果鴨の方に移管されることとなりますので、主として、法務省が中心となります。これを引取る仕事を担当することに相なつております。予算的な措置その他も、法務省の方で全部なさることに相なつております。配船につきましては、中共からの帰還船の問題とも関連するので、慎重な考慮をいたしましたのでありますが、この前閣議で決定いたしましたように、白龍丸を向うにまわすということに決定しまして、日にちは、たしか二十八日でございますが、向うに着くようにということで準備を進めておると記憶しております。詳細は今ちよつと覚えておりませんが、大体私の今記憶しておるところは、そんなところであります。

○中野委員 そうしますと、ソ連、中国を除いての戦犯といふものは、これらで全体全部内地に引揚げたという結果になるのでありましようか。もし残留している者があるならば、これを明らかにしていただきたいし、それからこの際戦犯としてソ連に現在抑留されて

いる者の数、それから中国に戦犯として抑留されている者の数は、明らかになつておると思ひますが、これについては現在どういふ段階にあるか、その数と過程についての御説明を願ひたい。

○田邊政府委員 マヌス島からの戦犯者の内地帰還が終了すれば、平和条約によつて拘禁されておる戦犯といふものは、果鴨にある者だけであつて、海外にはないことになるわけでありまして、それからソ連及び中共における戦犯者でございますが、これはこの法律の第二条第二項のいわゆる未帰還者ではございません。その数につきましては、ソ連及び中共当局から正式の通報がございませんで、何人だかということは私の方で承知しておらないわけでございます。ソ連に残留している者の数は、外務省の発表によりまして、一万幾らということになつておりますが、これは現在その者がそのまゝ今日生きてゐるという意味ではございませんで、入ソ以来一度でも生存しておつたという情報があり、しかも死亡したという情報のない者は、一応生存者として考へてゐるわけでありまして、この点につきましては、ソ連から正式の通報は一本もございませんで、タス通信の発表によりまして、千四百数十名の者がいるに過ぎないといふことをいつております。それがどういふ者であるかといふことは、一度も

発表されておられないのであります。それから中共に引渡しました戦犯が九百数十名いるというを言っておりませんが、これもだれであるか明らかにされておられません。通知もございませぬ。また中共当局において、いわゆる犯罪者として抑留しておりますところの数及びその氏名も場所も向うから通報はございせんので、こちらの方ではこれを明らかにいたしておらないのであります。

○中野委員 この際特に重要な点について伺っておきたいのですが、モンテソルパにおける戦犯の方々はキリノ大統領の御好意によつて死刑の方を無期として内地における服務を許して、しかもその際伝え聞くところによれば、これらの人々も本年中にはおそろく釈放されるであらうと伝えられていることは、国民ひとしく大きな希望を持つておるところであります。しかしマヌス島の問題については、ただマヌス島から本国の集積刑務所において服役をするというだけであつて、これがはたしてモンテソルパにおけるところの終身刑になられた人々同様、本年中に釈放になるかならぬかというところは、これらの留守家族の人並びに一般国民の重大な関心を招くところでありまして、薩州とのこの交渉にあつて、政府側におかれては、マヌスから本国へ帰つて来られて、そうして集積に服役される人々は、フィリッピンとの態度と同じように、本年中に釈放される過程にあるのか、あるいはその点についての相談とか話し合いというものはあるきりしてないのか、この点について特にこの際田辺次長から説

明を伺つておきたいと思ふのです。

○田邊政府委員 この問題はもつぱら外務当局におきまして薩州側と話し合いをいたしておるわけでありまして、今この話し合いの要点は先ほど申し上げました通り、日本側に引取る点について配船その他の問題について話し合いをやつておるようでありまして、今後における釈放という点についてまで話し合いをしていくというところは、ただいままでのところ実は伺つておらないのでございまして。詳細は外務当局においてお聞きいただきたいと思ひます。

○中野委員 先日もちよつと、モンテソルパの方々が釈放され、あるいは本國へ引揚げることについての点について御質問したときにも感じたことですが、どうも外務省と厚生省の間に緊密な連絡を欠いておられるのが多分にあると思ふ。どうも外務省は秘密主義を守つて、なるべく厚生省の方々に漏らさないような傾向が見えておる。このことは、先日何という局長さんでしたか説明しましたように、もうモンテソルパにおける人々の釈放あるいは本國帰還というところは十二分にわかつておつたのだけれども、このことの一般に漏れるのをおそれて、厚生省に連絡をとらなかつたという一事によつても明らかであります。従つて私は引揚げ援護に万全を尽さるべきところの厚生省、特に援護庁におかれましては、薩州関係の人々の釈放の時期というものは非常に国民が関心を払つておるのでありますからどうも外務省と緊密な連絡をとつて、もし外務省の連中においてそういうような怠けた点があるならば、遠慮することはないから、びし／＼ひとつ援護庁の方から要求して、すみやかに薩州関係の人々も本國において本年中に釈放されて、そうしてお互いに祖國再建のための協力にせしめるような態勢をつくるようにひとつ御尽力をお願いしたいと思ふのであります。

○山下(春)委員 今のモンテソルパの話であります。外務省と緊密な連絡がとれないやうだという中野委員の御指摘は、私はその通りだと思ふのであります。外務省はむしろ手をつけていないというのがほんとうであつて、前もつて知つておつたというのは外務省の面子上言うのであつて、あるいは知らなかつたのだらうと思ふのであります。今度のマヌス島の場合は特にそのであつて、過日英女王の戴冠式にあつた、日本に帰してもらいたいという女王に於ての請願を私がいたしましたときに、外務省へ連絡に行きましたところ、マヌス島の監獄にある島は、本名はロス・ネグロス島というのであります。外務省ではロス・ネグロス島というやうな島はないというので、外務省は字引をひつぱり出して、外務省は大騒ぎをして、やつとなほどうであつたというやうなことを確認しておるやうな状態であつて、ほとんど手をつけておられないというのが事実のように私は思つたのであります。これはなほ誠意がないというところは、言つてさしつかえないことのようにであります。

それはそれといたしまして、田邊次長にちよつとお伺ひしたいのであります。白龍丸をマヌスの戦犯者の帰還について配船していただいたそのころ／＼お手続をなすつていただいたことについてはまことに感謝いたしますが、白龍丸というのは非常に足ののろいのであります。これをああいふ非常な遠方におまわしになるということ、船をチャーターする費用から言つても大変なことだと思ふのであります。これは足の早い船よりか四日も五日もよけいかかると思ふのであります。行きがけはいいと思ひまして、帰りに一日千秋の思いを持つて祖國の土を踏みたいと思ふ人に、のろ／＼帰つて来る白龍丸を配船しないでも、もつと温情のある方法をもつて他の一もつとも今の日本の船は非常に不自由であることは承はいたしておりますが、最善の道を講じて、もう少し足の早い船をおまわりになることが経済上から言つても非常に助かるのではないかと思ひますが、それよりも何よりもあの酷暑と八年間闊つて苦しんで来た人々を一刻も早く本國に連れ帰るという温情から、何とか配船をもう一べん考慮し直す必要はないでしょうか、その点についてお伺ひいたします。

○田邊政府委員 マヌス島に対する配船につきましては、できるだけ一刻も早く実現するようにということで、私の方からも外務省及び運輸省に対しまして強く申入れたのであります。ただ今日中共からの帰還という大事業が進行中でございますので、これに支障を生じないように、しかも今日日本側で持つております非常にきゆう／＼な船舶状況を考えまして、結局白龍丸か白龍丸しか都合がつかないということに相なつたわけでございます。それで運輸当局におきまして、いろいろな点を考慮せられまして、結局白龍丸というところに御決定になつたわけでございます。確かに興安丸等に比べますれば、白龍丸は船足が若干おそいようでありまして、しか／＼一方中共からの帰還ということで第五次配船ということもいつあるかわからないという状況でございますので、一番小さな船である白龍丸が適當である。白龍丸は定員五百名でありまして、興安丸になると二千名でございますので、白龍丸をまわすようにいたしましたのであります。なお向うに配船いたしました帰還までの間のスピードにつきましては、できるだけ内地へ御帰還できるように、重ねて運輸当局にはわれ／＼の方から強く要望したいと思ひます。

○山下(春)委員 船の非常に不自由のときでございますから、万一やむを得ないと了承できないこともないのでございまして、何しろ八年間苦しんでおつた人のことでございますから、こつちの都合ばかり考えないで、中共の引揚げの場合は、あるいは船がおそくても道のりも短かいことでございまして、できれば興安丸のごとき少しでも船足の早いものを使つていただくように、これは帰つて来る人及び長い間待つておつた留守家族の心を代表して切にお願いをしておきます。

なおもう一つお尋ねをいたしておきたいことは、モンテソルパからもう近々に到着いたすはずでございます

が、それが釈放の手續をとるには、日本へ帰りましてからのくらかかりましようか、どういう方法の手續で帰れますか、その手續の方法及びそれに所要の時間をちよつと知らしていただきたいと思ひます。

○田邊政府委員 モンテネルバから釈放になつてお帰りになる方につきましては、外務省及び引揚げ援護庁で責任は持つておりますので、できるだけ船内で所費の手續を済ませまして、上陸いたしましたならば最小限度の必要な業務だけにとどめておきたい、たとえばお金を差上げるようなこととか、物資を差上げるような程度にとどめたい、かように考へております。おそれくどんなに長くても三十分ないしは一時間——一時間ばかりか、できるだけ早く家族の方とお会いできるように、一刻も早く御郷里にお帰りになれるようにいろいろくふうをいたしております。

○山下(春)委員 検疫機関の規定がございしますが、それは今回はそれを適用しないで、ただちにそれらの諸手續が済めばすぐにそれらの留守宅へ帰つて行けることを承してさしつかへございませぬか。検疫期間二週間というのは、今回は適用されないのをごさいますか。

○田邊政府委員 おそらく検疫は船の中で済まして参りますので、上陸いたしますれば引揚げに伴ういろいろの手續、物資の交付であるとか、お金の支給であるとかそんな程度でございまして、あとはただいまのところの計画では県と市で何か家族の方と一緒に招

きして若干の時間をとるようでございますが、それが済みますれば、それ／＼御郷里にお帰りになれるように段取りを進めております。

○中野委員 田邊さん、それはちよつとたよりないのですが、従来外地から引揚げて来る者、これに対しては向うでもちろん注射をして参りますけれども、内地へ着いてから検疫期間がたしか二週間きめられておるはずなんですが、それは全然今度は適用せずに、モンテネルバから帰つて来た人たちは、ただちに所要の手續が終つて自宅に帰れるようになつておりますか。そう了承してよろしいのですか。

○田邊政府委員 従来からも外地からお帰りになる方は、そういうようなやり方で手續を済ましております。

○中川(源)委員 ちよつと一点お聞きいたします。けさの新聞でしたか、私うつかりしてはつきり覚えていないのですが、朝鮮引揚げについて相当国会に陳情があつたというふうなお話があるのですが、先ほど中野委員の御質問に対する御答弁を聞いておりました、中共、ソ連における者は大人数がござつておる、ほかには引揚げをするような者はないというのですが、朝鮮には、陳情があつたように相当まだ朝鮮に戦犯として収容されておる者が現在おるのでございませうか。どうですか。

○田邊政府委員 南鮮にはいわゆる戦犯と称する者が残留していることを承知しております。ただ北鮮はいわゆる中共地域、ソ連、中共地域という中に考へておりますので、そこに残留し

ていると認められる方は、この法律の未帰還者の対象になつていたのでございます。

○中川(源)委員 北鮮における人数は大體どのくらいかわかりませんか。

○田邊政府委員 外務省の発表いたしました引揚げ白書によりますと、北鮮に生存しておつたという資料のあるものが二千四百八名と相なつております。

○堤(ツ)委員 ちよつと田邊さんにお伺ひしたいのでございしますが、私けさ急いで参りましたので、新聞を詳しくは読んで参りませんでしたけれども、おそれくどの新聞に、インドネシアに引揚げ促進反対運動をやつておるといふ記事があるように思ひます。帰還促進反対運動云々は別といたしまして、今度出されておりますところの未帰還者留守家族等援護法案によりますと、本人の意思によつて帰らない者はその留守家族に対しては援護の対象とならないということになつております。インドネシアの人々五百人が自分たちの意思で帰ることに反対するのだというふうなことを打出されておると、残つておる家族が非常にお気の毒であります。

それと今度インドネシアに残つておる在外同胞は、政府の方へ何人くらい登録があつて、そして何人くらいに對じて手当を差上げておられたか、その登録の内容とか、こういう事態が起つて、本人の意思が帰らないのだということがはつきりしましてから後、この留守家族をどう扱つて行くつもりであるか。私が考へますのは、留守家

族の身になつてみれば、主人なら主人、兄弟なら兄弟、父なら父が今日インドネシアで海外同胞として残るに至つた原因は、またあけて国家にあるのである。個人の意思によつてかゝつて行つたのじやない、その人たちが今日になつてみずからの意思で帰らなくなつたというのを表現されておると、これは留守家族にとつてみれば、踏ん切りつたりだと思ふのです。でありますから、こうした方法にはまだわされることなく、縛られることなく、私たちは留守家族を対象として援護をしてもらいたいという氣持を持ちますので、こういう質問をするのでござい

ます。

○田邊政府委員 今日インドネシアに残留しておられる人の数でございしますが、ただいま資料を持ち合せておりませんが、後ほどお答えいたしますが、実は南方諸地域におります留守家族は、御承知の通り内地へ帰るチャンスがずいぶん与えられておつたのでございします。今日も帰らうと思ふならいつでも帰れる状態にあるわけであり

ます。元軍人軍属につきましては、南方地区で戦争中に死亡したと思われるが、死亡したという確な資料がないので、今日未復員者として南方地域におる者がございします。しかしいよいよ今日南方におるという方ならば、特別の理由がない限りにおいて、内地へ帰還できる態勢にあるわけでありま

す。従つて生きておるということがはつきりしている方々に対しては、すでに終戦後のいろいろの事情から自発的にお残りになつたのでござい

ます。

○堤(ツ)委員 なるほど法律とかりくつかはさうでありますけれども、留守家族の身になつてみれば、これはソ連中共地区であらうと南方であらうと、国家がひつぱつて行つた結果こうなつたのでありますから、私はやはり何とかひとつこの留守家族の援護ということについては、援護庁の方で考へていただくかと非常に困ると思

う。本人ということを中心にして考へることは別として、国家の意思によつてなしたこういう留守家族というものを中心に考へて、何とか処置をしなければならぬとお考へになつたことは、ないか。もうこれは未復員でないから全然対象とはしないといつてすつかり捨てておしまひになるか。私は歸つて来ない本人は別として、留守家族の側からいへば大いに異議があると思ひ

○田邊政府委員 未帰還者留守家族等援護法を考へました際に、一定の地域が前提となることは当然やむを得ないことと思ひます。ただ元軍人につきましても、国家が権力をもつて動員した方々であるから、こういう方は特別に考へる必要があるのではないか、こういう御意見だと思ひます。これはこの法律の第二条をごらんになると書いてあります通り、地域は限定しておらないのであります。

○堀(ツ)委員 次に御尋ねいたしたいのは、この間から私質問しておりました、あなたから御答弁をいたしておりましたが、昭和二十七年年度の、戦傷病者戦没者遺族等援護法の対象になつて、今日また裁定が困難である、資料が不十分である、処置がついておらないものがたくさんある。従つてこういう事情から御案するときに、援護庁に書類が届いておるのはまだいい方で、書類を市町村長の手元や府県の世話課などで受付けてもらえないで、泣寝入りをしておる公務員による戦傷病者戦没者の遺族がある。これに対しては一括して別に扱つて処理し、何とか法の対象のわく内に入れる努力をしなければならぬのではないかと、こういう質問を私は続けて来たわけでありましたが、政府の方におかれましては、何とかこれについてしなければならぬという親心をお持ちのようでありませうけれども、そういったしますと、実際に苦情処理機関のようなものを設けて処置するといひますと、これは相当の敷でございますし、個々のケースについてはなかなか困難なものもございますので、実際に御取扱ひになるとすれば、

機構については予算的な関係も考へなければならぬと申し、規模などもそんなに弱小なものではないといふことも考へるのであります。そういう点について、国家公務員のために倒れたけれども、援護法の対象にもしてもらえない、あるいはまた恩給権を持つておられるけれども、恩給法の中に入れてもらえないといふものが出たときに、それらを苦情処理機関の中でおまとめになるのに、どのくらいの機構をお考へになつておるか。またどういふ方法をお考へになつておるか。もしありましたら少し詳しく御説明願ひたい。

○田邊政府委員 先般来非常に熱心に御質問になつて、その際われ／＼の一生懸命やつておる状況をお答へしておつたのであります。実はお話の通り、非公死死亡者は現実に相当あるわけでありまして、公務であるか非公死であるかという判定にいろいろ苦勞するものもありまして、これは今度の戦争の特殊性に即応して、われ／＼は実情に即した取扱ひをいたしたい、かように考へて目下努力しておりますが、非公死の戦没者に対する援護法の取扱ひにつきましても、現在のところ何らの処置がなされておらないのであります。従つて公務に裁定されたものは年金と恩給金がいただける、非公死になつた以上何もいただけない、こういうことになつておるわけでありまして、昔は非公死の死亡者でありまして、在隊期間中に死亡された方々に對しましては、何らかの処置がなされておつたように伺つておるのであります。この点は裁定をいたしておりますものの氣持をいたしまして、何とかしてあげ

たいという氣持が働いておるわけでありまして。従つて今後の問題として、非公死戦没者の遺族に対する処置につきましても、法律の改正も要し、予算も伴いますので、十分研究し善処いたしたいと思ひております。

○堀(ツ)委員 何とかしたいし、研究の中であるというお言葉でございますので、政府の誠意のほどをそのお言葉でくんでおきますが、政府も二十七年年度の戦傷病者戦没者遺族等援護法の実施にあつた非常に痛感なさつたことと思ひますが、私がしばしば申し上げましたように、実際に町や村へ行けば、あの方は確かにこの戦線で死んだのであつて、公務死としての村で扱つて村葬をしておる、またどういふ事情で戦傷者になつたとか、どういふ事情で今日遺族がこういう状態になつておるといふことは、ここの四、五年ほどの間に於いては、その地元が一番よく知つておるわけでは、地元で、だれが常識で見てもこれは国家公務死であり、非公死死であつても、国が何とかしなければ、死んだ人、傷ついた人、遺族の心がいやされない、そういうものをその対象としてぜひ取上げられたいといふところの氣持がしばしば輿論としてあげられておる。でありますから、こういう実態にかんがみて、もつと政府は市町村長の具申というものに權威を持たせ、それからごまかしでないと思はれるものは知事に権限を持たせて、必ずしもこれを援護法で正式の書類が来なければ裁定、決裁の事務を終了しないのだという形をおとりにならないで、今日以後、査定に困難なもの、ことに資料が不十分なもの

につきましても、こうした親心、常識を働かせて、府県なり市町村なりに二十七年よりさらに権限を持たせて、もつと地方で片をつけるような方法の方が、国家の財政面からいつても賢明な方法であると私は考へるのであります。こうした点について改正をお考へになつておられないのであります。ようか。たとえば今私が質問いたしたように、苦情処理の機関にいたしまして、中央ですつたものだ申しておりましたが、あなたの方にどういふ参考資料があつたら写しでも送つてくれといふことになりまして、この大事なものも援護庁へ届かないといひけないと思つて、遺族の身になれば、戦傷病者の身になれば、留守家族の身になれば、これらを書留で送つたり速達で送つたりして、やむにやまれないものでありますから、金を使う。こうしたことを再三繰返して、時間ばかりいたずらにとつて、あげくのはてに証拠不十分ではねられた。しかし町や村へ歸つてみれば、だれが見たつて国家公務またはそれに準ずるものとみなした処遇をしなければ納得が行かないというやうなケースがたくさんあるのではありません。従つて当然これは改善せらるべきであり、その方が、援護法も今日のやうに不眠不休でやりなつても、片づかないというやうなことは起らないと思ひますが、それは法律的にいつて、いたずらに國費を濫費し、それを対象のわくの中に入れてだら／＼と抱き込むことになるからいけないといふやうな頭を持つてお考へになるとするならば、私は苦情は絶えないと思ひますが、これに對

して改革をお考へになつていかうかが。

○田邊政府委員 戦没者遺族援護法というものは、恩給法が復活するまでの暫定措置として施行されたことは、堀委員よく御存じの通りだと思ひます。従つて第一条に、公務によるというところが書いてあります。今度軍人恩給が復活いたしますれば、これらの方々はすべて恩給法に包含するといふことになるのであります。恩給といふものは御承知の通り、一定の法律条件を備えたものにつきまして、公務として認定をして、権利を永久的に裁定確定して行くといふことであります。われ／＼

といたしましては、そこを非常に注意していたしておるのであります。われ／＼が、将来恩給局の方で非公死だ—恩給局には從來から一定のしきたりといふものがありまして、やたらにこれをやつておりません。なか／＼嚴重でございます。しかし今度は戦争の特殊性というところもありまして、恩給局もおそらく從來のやうな裁量決定はなさらないであらうとわれ／＼は考へております。またそういう要望もいたしたいと思つております。しかし今のところ恩給局もわれ／＼の方も非常に忙しので、どの辺まで公務扶助の範圍を拡大するかといふことはなか／＼困難であります。われ／＼の責任においてある程度の考へを立てましてやつておるわけでありまして。従つてあまり乱雑にやつてはいけません。そうかといつてあまり嚴重になつてもいけない、その辺の兼ね合ひはやはり中央において調整してやることによつて全国

的に統一がとれるわけでありませう。これを市町村、府県にまかせたのではとうてい均衡、バランスはとれないだらうと思ひます。お話の通り問題は、非公務というものをどう取扱うかというところが問題なのであつて、非公務のものを全部公務にする、それなら法律を改正したしまして、在隊期間中に死んだものは全部この中に入れて行くということにかへなければなりません。従つてこの点は、さつき申し上げた点ともならみ合せて善処しなければならぬ問題ではないか、かように思ひます。

○中野委員 今のお話の中でちよつと伺つておきたいのですが、遺族援護法によつて援護される者のうち、恩給法によつて恩給をとることになる者の残りの遺族数はどのくらいになるのですか、正確な数を伺ひたい。

○田邊政府委員 二十八年度の予算におきましては、その数を総数十万と見ております。戦没者の数であります。

○中野委員 重ねて伺つておきたいのでありますが、軍務の刑務所における者はいづゆる未帰還者というふうに扱つておられるのですかどうですか、判決と同時に復員手続をとつておられるように私に聞いておられますが、この点についてどういう取扱ひをしておるか、この際伺つておきたい。

○田邊政府委員 第二条第二項におきまして未帰還者の取扱ひをいたすのであります。

○山下(春)委員 大蔵省にお尋ねいたします。恩給法の方で、これはまだ未知数であります、七項症はもとちやんと増加恩給の中に入つておりませう。

第一類第八号附属の二 厚生委員会、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会連合審査会議録第一号

す。それから一款症から四款症までを年金にするということがやや決定したかに漏れ開いておりますが、それが決定したといたしますれば、それをまかなひますのに四月一日にさかのぼつてまかなうといたしますれば、七項症の方で幾ら、一款症から四款症の方で幾らというこの予算的なものをお考えになつてゐるのであれば、その概略の数字をお教え願ひたい。

○岸本政府委員 恩給法につきまして、現在国会方面において増加恩給七項症、傷病年金の一款症ないし四款症を政府原案のような一時金でなく、年金にしようという動きがあることをわれ／＼承知いたしておるのでありますが、それはどういふ金額にきまるか、つまり七項症に対してはどのくらいの金額、款症については年金幾らというような金額が具体的に決定いたしましたかと、これに対してどのくらいの予算があつたら足るのかということとはわからないわけでございます。その金額につきましては、まだ恩給局と国会の方におきまして折衝中であると聞いております。最後案はまだわれ／＼承知いたしてないのではありません。

○山下(春)委員 これまでの六項症までの傷病年金は、大政府原案のような率ですでに払いつたつたのでございませうが、そのお払いになつた金額は、どういふ率でこれまでお払いになつてゐるのであります。

○岸本政府委員 六項症までの増加恩給の分は、最近までは御承知の通り恩給法の臨時特例というものがございまして、低い金額に押えられてゐるのでございまして、その低い金額で支払つてゐるわけでございます。一時金であります。

○山下(春)委員 そういたしますと、今まだ恩給法は審議中でございませうか、その特例法は本年度もお支払いになりましたかどうか。

○岸本政府委員 実は本年度に入りましての新規の裁定があつたかどうか、不勉強で承知いたしておりません。

○山下(春)委員 援護庁次長にお尋ねいたしますが、二十八年度の恩給法に於ける約十万人の人数に対する援護に要する費用であります、これをかりに今国会で言われておりますごとく兵長に直すといたしますと、それに要します援護局側の費用はどのくらいと推定しておりますか。

○田邊政府委員 援護法の遺族年金額を月二千三百円、現在二千五百円でございますが、二千三百円に増額いたしますと、所要増加額が年金で二億四千四百万円、本年度はその十一箇月分でございますので、二億二千二百二十五万六千円の所要増額となるのでございませう。

○山下(春)委員 ついでに伺つておきますが、未帰還者留守家族についての、今の問題についての増加額というのが別個に出ておられますれば簡単にけつこうですが。

○田邊政府委員 未帰還者援護法の基本給を二千三百円に増額いたしますと、八月分以降といたしまして四千八百四十万円、約四千八百五十万円所要増と相なるわけでありませう。

○堤(ツ)委員 質問が中途で横に行きましたので、次長に申し上げておきますが、これは国会議員の、この委員会の方々の御意見も相当強いものがあるが、府県庁に権限を移行されるというところは、あなたが御心配のよう

に――先ほどの御答弁を開いてい

ますと、各府県でん／＼ばら／＼にやると、ある府県では非常にやさしく、ある政界では非常にきびしくなるといふようなことがあつて、均衡が失われる心配があるという御趣旨だろと思ひます。もちろんその御趣旨は私はおおむね了承することができまうけれども、しかしそうした危険を冒さない程度において、もう少し府県知事へ仕事をまかせるといふことがあつた方が、ほんとうに遺族や戦傷病者や、戦死者に対してはありがたいと思はれる節がたくさんありますので、もう少し御研究願ひたい。

それからちよつと政務次官が御出席でございますから、同時にあわせてお尋ねいたしますが、西日本の水害罹災者の中に非常に遺族が多いことは、これは申し上げるまでもなく、政府の方に名簿がございませうからよく御存じだと思ひますが、この西日本の水害、それから昨日はまたはなはだ不幸なことに、和歌山の中の有田川の流域の二つの村がすつかり流されておるといふような、非常に悲しい事態が起つておりますが、この中にも相当な遺族が

いるのでございませう。この場合に御存よのじうに、弔慰金としてもらわれたいところの国債は換金されないまま証書で持つておられる、そうしてもうあふないといふので証書を持つて逃げられた、またどうしても証書を持つて逃げられないで失つてしまつたという事

態も起つて来ると思ふのであります。これは西日本の九州、山口県あたりから和歌山を含めましたら相当な遺族の数になると思ふのであります、この罹災した水害者の弔慰国債に対して、失つたものはどうするか。それからしるしがなくとも、罹災の結果この証書がなくなつてしまつても、持つて逃げられなくて失われたのであるから、換金しておらないで証書を持つておつたのだという証明がつくのだつたらどうしようとか、また御存じの通り昨年度の換金は二十億でございまして、私

この間も御質問申し上げた通りでありまして、もつぱら生活保護の対策に限られておりました、日雇いの戦争未亡人にさへも、これが対象に伸びないで、日雇いの戦争未亡人からも血の出るような陳述を受けておるから、二十八年度の際には換金の額を上げてもらいたいといふところの質問を政府に申し上げたわけでありませう、そのとき

に、こゝしは三十億になつておるから、少々手が伸びると思つておるから、えでございまして、私はさらにそれにつけ加へるに、西日本水害罹災者の遺族に對しまして弔慰国債の換金を即時してあげられるような処置が、特別に当然政府においてなされなければならぬと思ふのであります、何か処置をおとりになりましたでございませうか。私たちがかく申し上げるまでもなく、何か即刻に処置をおとりくださつておれば非常に幸いだと思ふのです、この点について……。

○中山政府委員 私九州それから和歌山県、きのうは堤委員もお聞きになつたと思ひますが、多分和歌山県に接

照和二十八年七月二十日

五

しておる所でありましようが、奈良県も、また非常な被害をこうむつておるといふラジオの報道を聞きまして、非常に憂慮しておる一人でございますが、九州の災害が起りましたときに、すでに提議委員がたまたま陳述されましたようなことを私もみずから考えまして、これは何とかして行がなければならぬといふことを考えたのであります。それでいよいよ戦地から帰つて来た人たちの中にもいろいろ医師の免許証なども失つたり、あるいはとられたりしておるような場合もあつたことを私は思ひ起しまして、この際また命一つ持つて逃げるのが最大の努力であつたといふことも聞きますと、これは何とかしなければならぬといふことはだれしも考えることであらうと思つてあります。それでただいま大蔵省といふ／＼折衝をいたしまして、何とかこの問題を早急に解決して、こういう気の毒な人々を天災から救わなければならぬといふ努力を今厚生省としてはいたしております。

○田邊政府委員 今政務次官からお話でございましたように、すでに大蔵省と折衝いたしましたので、二十八年度の三十億の予算がまだ成立しておりますけれども、とりあえず九州地方に對しまして、今度の被害の状況を考慮してやりくりしていただきまして、三億円だけ弔慰金の換金の金を割当てたわけでありまして、その中で今度は一億は、生活保護法に該当しない方であつても、被害による罹災がひどくて生活に困つておられる人々には特別な換金措置をいたしたい、こう思つております。

○提議委員 そうするとただいまのお答えは、政府の親切まことにけつてであります。御努力中ということですが、とりあえず三十億の一部の三億をまわしたといふことですが、さらに引続き次から次へと起つておる罹災地に特別な措置を講ぜられたい。福岡、熊本、大分、佐賀、山口などの遺族会長がわざわざ東京に來られて、この件については政府自体にも非常な御陳情があつたと思ひますけれども、非常に切なる叫びを上げておられますので、どうぞあまり遅くならないうちにこれを實際に上げていただけるように、たとえば二十八年度予算にいたしまして、ただいま参議院で難行中でございますけれども、これが通過いたしましたならば、他の区域とは別に、その弔慰金の即時換金を被害の罹災者遺族に對して行われるように、前もつて手配をされておかれまして、日がたてばたつほどこの方々は困れるのですから、どうぞ特別な措置をお願いいたします。ただいまの政府の御答弁を了承いたしたいと存じます。

○田邊政府委員 未帰還者が舞鶴なら舞鶴へお着きになりまして、帰還の手続をいたしますれば、未帰還者という取扱ひをいたさないことに相なつております。

○長谷川(保)委員 すると療養の給付は本人は受けられるが、家族はこの法律では何の援護もないわけでございますか。

○田邊政府委員 お話の通りであります。

○長谷川(保)委員 留守家族の手当のないで、あとまわしにされておる方があるのでありますから、これをいれ、生活保護法の対象にならないボーダー・ラインの方々、それから生活保護法の対象になつておられないけれども、子供を抱えて未亡人がニコソになつて働いておるといふようなことを考えますときに、三十億といふものゝわくは決して多いのではないのでございます。十億をふやされたから多いといふのではない。でありますから、どうぞひとつ、この三十億の中から一億を被害対策にまわしたといふことではなしに、さらに三十億プラス何がしを厚生省としては大蔵省と御交渉なされたまして、政務次官の腕でふやしていただきたいといふことをつけ加えておきたいと存じます。

「委員長退席、中川(源)委員長代行席」

○長谷川(保)委員 未帰還者留守家族のことです。帰つて來られた方が結核にかかつておる、そのまゝ療養所に入つた、こういうような方は帰つて來たときに港で未帰還者でなくなるのか。

○田邊政府委員 未帰還者が舞鶴なら舞鶴へお着きになりまして、帰還の手続をいたしますれば、未帰還者という取扱ひをいたさないことに相なつております。

○長谷川(保)委員 すると療養の給付は本人は受けられるが、家族はこの法律では何の援護もないわけでございますか。

○田邊政府委員 お話の通りであります。

○長谷川(保)委員 留守家族の手当のないで、あとまわしにされておる方があるのでありますから、これをいれ、生活保護法の対象にならないボーダー・ラインの方々、それから生活保護法の対象になつておられないけれども、子供を抱えて未亡人がニコソになつて働いておるといふようなことを考えますときに、三十億といふものゝわくは決して多いのではないのでございます。十億をふやされたから多いといふのではない。でありますから、どうぞひとつ、この三十億の中から一億を被害対策にまわしたといふことではなしに、さらに三十億プラス何がしを厚生省としては大蔵省と御交渉なされたまして、政務次官の腕でふやしていただきたいといふことをつけ加えておきたいと存じます。

二千五百円及び四百円の数字、この数字はどういう根拠のもとに定められたのでありますか。

○田邊政府委員 遺族援護の問題を厚生省で取上げまして研究した当時は、実は軍人恩給の問題がまだ問題にならなかつたときでありまして、その当時の程度の年金なり手当をもらつたらよろしいかといふ点につきましては、最小限度年金なり手当を差上げるならば、生活扶助にかかつておる方が生活扶助を脱却できる程度まで差上げたといふのがわれ／＼の希望だつたわけでありまして、もちろん生活保護法の適用を受けておられる方は収入のある者もありまして、全然収入のない方もおありになると思ひますが、大部分の方が収入を持つておられますので、その大部分のところを見まして、年金とその他の得られておる収入とをプラスしたした場合に、生活保護法からお世話にならずに独立してやつて行けるような程度を目ざしてございまして、実は努力をいたしましたのでございまして、ところが昨年度はあつたぐあい、予算の総額といふ点から一億円、五千万円といふことにきめられ、また本年度におきまして、軍人恩給の四百五十億をおきまして、遺族援護、未帰還者留守家族等の援護費として、総額五十億というわく内であつたといふことに相なつなければならぬといふことに相なつたわけでありまして、この際われ／＼としてではできるだけ手当なり年金の額を増額したいといふこと、努力をいたしたのであります。軍人恩給の金額の関係もあり、結局二千五百円といふことに最後の折衝の結果おちつたわけでありまして、そのおちつた金額は、おおむね一等兵の公務扶助の別々に見合ふといふことに相なつたわけでありまして、もちろん最初から一等兵のそれに歩調をとるということではありましたが、先ほど申し上げた通りであります。国家財政の現状等から二千五百円といふことにおちつた、これが実情であります。

○長谷川(保)委員 そうすると遺族援護法の方でもあるいはこちら留守家族の援護法の方でも、ただ財政上の見地、予算上の見地からだけ一等兵並みにする、こういうことではございませんか。

○田邊政府委員 りくつを申し上げます、遺族年金の金額をどの程度にしたらよろしいかという問題は、一つは恩給による公務扶助料との均衡、一つは問題があります。もう一つは各種共済組合による遺族年金に相当する金額との均衡という間もあるわけでありまして、共済組合との関係については、これは退職時の俸給を基本にいたしておりますので、これとの歩調といふことは困難でございます。各人ごとに死亡した場合の最後の俸給といふものを基準にして遺族年金を算定いたしております。そこで自然恩給と公務扶助料といふものが、バランスを考へる場合に相当重要な要素となつて来るわけでございます。一般の雇用人と軍人の戦死した場合の公務扶助の金額については、若干差があつてもいいではないか、こういう議論が相当あるわけでありまして、他方は軍人として戦闘に参加して死亡したものである。片方の雇用人たる軍属については、危険性の度が多

薄いのではないかという議論から、軍人より少し低くてもいいではないか、こういう議論があるわけでありませう。

しかし厚生省といましては、やはり援護の面がございまして、先ほど申し上げました生活程度というものを考えました場合に、生活保護法から脱却できる程度というものを目標にしたわけがございませうが、それが先ほど申し上げたような国家財政の事情によつて二百百円ということにおちついたわけでありませう。

○長谷川(保)委員 ただいま共済組合の方でございませうと、どのくらいの月給に該当するのですか。

○田邊政府委員 昔の旧陸海軍の共済組合からのついでにございませうが、いわゆる殉職年金と申しておりますが、これは平均は年額約三万五千円程度になつてゐると承知いたしております。もちろんこれは援護法による遺族年金と違つてゐる、条件がついておりまして、扶養手当の加算がないとか、あるいは支給を受ける場合にもいろいろな限定される条件がついておりますが、その現在出ております年金の平均は年額約三万五千円程度と承知いたしております。

○長谷川(保)委員 いろいろ「国家財政」といふ点もございませうけれども、先ほど山下委員からの質問で伺つたところによりまして、どうもこれを兵長のところまで上げましては幾らの違いでもないやうであります。一等兵と申しますと、何にしても旧軍人の階級では一番下級と言つてよろしいわけ、ちよつと軍隊に参りまして最初は二等兵でも、じきに一等兵になるわけ

でありますから、いかにも下だというように考えられる。せめて兵長ぐらいには上げるべしというのがごなたでも考えられる点だと思ひますが、この点でこまごま上げる御意思はないか、御考慮する余地はないか、次官にお伺ひいたします。

○中山政府委員 御意思のほどはごもつとも思ひますが、さういふ御意でございますが、これは予算とからみ合つて参りますので、将来に残された問題ではなからうかと思つております。

〔中川(源)委員長代理退席、委員長着席〕

○中野(四)委員 関連して、中山政務次官には、引揚げるあるいは御遺族の方に対しては非常な御努力と御心配をいただいて、いわゆる官につかざるうちは、全国の遺族の方々があなたに期待するところが大きであつた。従つてわれわれも非常に敬意を表しておつたのですが、今日幸いに厚生省の政務次官に御就任になつた。われわれはこの絶好のチャンスを通すべからずと、心から期待をしておるわけでありませう。(拍手) 今長谷川委員の御質問の点であります。恩給法において兵長で妥協がついてゐる、援護法において敢行的な状態にあるのでは、長い間の御努力に對しても、ちよつとどうかと思へる。言いかえれば、百の說法よりも一の事實をもつて、遺族の方々の氣持に報いていただきたいと私は願ひしておるのですが、あなたくらの政治力を持ち、ちよつとよい場所を持ち、しかも非常に大きい御努力をしておられるという三位一体の立場において、金額からいへばわずか三億円くらの額

なんですから、いわゆる政府の人々の予算的操作と申しますか、御努力いかんによつては、私はこの人々が大いに報われると思ひます。なるほどペーパー・プランの上においては、いろいろと簡単に解釈もできますけれども、私もわざうかではあるが召集されて、これでも召募軍人の一人でありまして、一番下級の二等兵であります。この二等兵、一等兵といふものは、いわゆる上級軍人よりも非常に苦しいもの、多いものであります。特にこういう人の身を思つてやつてこそ、私は初めて今日までの御努力は報いられると思つておるものであります。だから今の御答弁で、単なる、御趣旨を十二分に伺つておきませう、善処しようといふものではなく、ちよつと今のあなたの立場がすばらしいよいところにおいでになるのだから、かねての御意見を實現なさるのに最もよい時期なのですから、どうかあなたの御努力によつて、わづか三億円くらの予算的操作によつて、これらの人々が同じように浮かばれるように、ひとつ御努力願ひたいと思ひますがどうでしょう。

○中山政府委員 たいへんにおほめをいただきまして、痛しかゆしの立場に立たされておるのでございませうが、私も、過去の軍隊のごいしました当時、極道息子、親不孝の息子を軍隊に入れたつて帰つて来る、それは軍隊というところはつらいところだということをお聞かされておるもので、下に厚くということ、私がいかなる立場におりましたも忘れないこととございませう。それで家族の立場も考えまして、

何とかして上げたいということが腹いっぱいございませう。あなたはこういう立場にあるからやれといふことをおつしやいますけれども、これも一つのつかせ足かせをかけられたような立場に立たされておるのであります。努力は一生懸命いたします。しかし中野委員は改進黨の委員さんでございまして、提案された予算も、非常なる御努力によりまして、削減をされたりあるいはつけ加えられたりしておりますので、政務次官の私の立場よりも、まだ改進黨さんの方がこの点では御有力ではないかと考えております。これは脱線でございますが、ひとつさういふ問題は別といたしまして、お互いこの委員と私どもの立場にありますが、努力して、これならば納得の行くといふものにするのが私は一番いいのではないかと。私も厚生省に参りまして努力をさせていただきます。また先生方もひとつ……。氣の毒な、早く言えば一番苦しい人たちに、何とかしてやりたいたいという氣持は、さらに私はかわつておらないことをここに答へ申し上げませう。

○中野委員 仰せのように、これは社会の方を目前に置いて悪いのですけれども、予算修正等の場合においては、当然その責任は、修正を要求いたしました改進黨にもあると思ひます。連帯責任を負うべきだと、私個人は考へてゐるのです。従つて党もその方針に従つて行つていただければ、これに越したことはないと思ひますが、それはとにかくとして、内閣委員会において、恩給法の改正をいたしますについて、かりにさういふような妥協点

がきまりまして、私はこの厚生委員会あるいは引揚委員会において、長い間の問題を懸案として心配してゐるのであります。従つて内閣委員会できまつたから、厚生委員会の方はこれについて行かなければならぬといふことは一つもない。私は、われわれは大いに改進黨を超越して、この大問題を解決するために、場合によれば相対強い意思表示をしてもよいと考へております。従つて中山さんとして、従来の御努力に對して衷を結ぶのはこのときだと私は思ふ。絶好のチャンスだと思ふ。足かせ手かせにびく／＼することとは少しもないと思ひます。あなたの政治力とあなたの熱意を持つて、ひとつ政府と改進黨を融解しこれを修正して、すみやかにこの三億円の予算操作のできるように、御努力をお願いいたします。いと存ずるのであります。(拍手)

○長谷川(保)委員 ただいま中野委員のお話の通り、すでに予算が衆議院を通過しておりますけれども、突を言うとなれば、兵長までも承知まかりならぬと思ひます。けれども、すでに予算の通つたあとでありますから、せめてこれは御遺族に對しまする精神的な一つお慰めといふことでも、私はぜひ一等兵——あるいは一等兵と二等兵の間という話も聞きますけれども、その程度ではあまりに氣の毒だ、あまりにひどいといふことを考へざるを得ないのであります。どうか中山次官の御尽力をひたすら望む次第であります。

そこで次に進みますが、障害年金も同様の一等兵、二等兵のところでございますか。

○田邊政府委員 恩給法では、増加恩給の金額は兵一本でございまして、一等兵、二等兵の区分はございませ

○長谷川(保)委員 いやこの額が、一等兵か二等兵か、つまりその水準にあるのですか。

○田邊政府委員 援護法による障害年金の今回の改正額は、今回国会に提案されております恩給法の中で、兵に対する増加恩給額と見合うように算定いたしましたのでございます。

○長谷川(保)委員 結核で入院しております者で、たとえば胸郭成形術をしておりますようなたぐいは、何項症に該当するわけですか。

○田邊政府委員 これは専門家の意見によつて、機能喪失の程度を見まして、たとえばお話の成形手術をした人の場合でございすれば、成形手術をした結果、その手術の結果によるいろいろの身体の機能の症状が固定したところを見まして、それがどの程度であるかというところを見定めた上で、恩給の裁定をいたすわけでございます。結核でございすれば、従来は、人によつて違ひますけれども、重いところで六項症が一番多いのではないかと、こう思つております。

○長谷川(保)委員 結核で国立療養所に入院しております者で、障害年金を受ける者は、障害年金から実費の一部を徴収することができるといふように伺つておりますけれども、そうすると、この病状が固定いたしましたして、今申しましたように、たとえば第六項症といふことになりまして、そのまま入院

して療養することができるのであります。

○田邊政府委員 これは外傷患者の場合と内疾患の場合とで違ふと思うのであります。外傷患者の場合でございすれば、手術の結果等によつて症状が固定するといふことになりすれば、その後におきましては、おそろく原則として療養の必要はなからうと思ひます。恩給の場合におきましては、ある程度身体に故障があるから恩給の裁定の対象になるわけでありまして、治療の必要がないといふことになりすれば、恩給の対象にもならないのではな

いかと思はれるわけでありまして、ただいづれにいたしましても、現在の法律の建前では、恩給法によつて増加恩給の裁定がありましては、未復員者給与法等による療養は打ち切られることに相なつておるわけでありまして、今度の援護法におきましても、旧来の建前をそのまま一応継承いたしておりますので、療養中は原則として増加恩給の対象にならない。また増加恩給の裁定を受けた者は、療養の対象にはならないと解釈しておるわけでありまして、

○長谷川(保)委員 たゞ／＼その点を伺つておるのですけれども、これは非常によく問題が出ておるものではないかと伺つておりますが、先ほど申しましたように、成形手術をいたしましたして、一応病状は固定しておつて、第六項症なら第六項症といふことになる。ところがなお排菌者で、うちに帰れない、なお病院におる。そういった場合に、こういう人は、この戦傷病者援護法では療養は給付されないことになり

○田邊政府委員 現在の法律では、増

加恩給ないしは障害年金というものと、療養の給付というものは併給されないという建前になつておるわけでありまして、この点が問題となつておること、十分われ／＼は承知いたしております。この点はわれ／＼も制度上考慮を要する問題であると考えております。全国の相当多数の方々から陳情も受けておりましたし、現在ことに増加恩給を受けながら療養をしておられる方もあるわけでありまして、これは例外的な取扱いでございまして、現在の療養を受けつたお増加恩給をもらつておるといふ方がおるわけでありまして、それが増加恩給が今度増額になりますので、その結果、その他の療養所で療養を受けておる方との不均衡といふことが必ず問題になりますから、この点はわれ／＼としても十分考慮しなければならぬ、かように考えております。

○長谷川(保)委員 次の問題に移ります。今回の遺家族援護法におきまして、船舶運営会の運航いたしました船舶に乗り組んでおつたいわゆるC船員が対象とされたことは、私もこれを喜ぶものであります。また／＼多数の総動員法によつて動員されました各種の人々がおるのでもございます。それらの人々には、たとえば爆死をしたといふようなこともありまして、従来弔慰金だけしか行つておりません。今回改正によりまして、このC船員だけがわくが広げられたその理由を承りました。

○田邊政府委員 これはたゞ／＼申し上げてございしますが、船舶運営会といふのは、国家総動員法に基いて設立された機関でございまして、国家が使用権を設定した船舶の運航を担当しておつたのでございまして、従いまし

すので、先ほど申し上げました理由を総合的に考えまして、この際C船員を援護法の対象としたことにいたしましたのであります。

○長谷川(保)委員 内地において国家総動員法によつて動員されました者で、たとえば私の知りました所などは、三十六回の空襲と、最後には艦砲射撃を受けたのであります。こういうような中で、国家総動員法によつて動員され徴用された者たちが、軍需工場あるいはその他のところで最後まで奮闘して、そのために爆撃を受けまして、四散して、どこへ行つてしまつたかわからぬといふような人もあつたわけですから、相当頻繁にそういう非常な危険にさらされた者もあるわけであり

○田邊政府委員 援護法の対象をどの程度まで広げ、どの程度で打ち切るかという問題は、この法律の研究に着手いたしました当初から、この法律が国会を通過いたします最後まで、実は非常に論議せられたのであります。現在のこの法律の建前は、主たる対象は軍人といふことに相なつております。これは恩給法によつて当然死没者に対し扶助料が支給されるべきはずであるのに、占領下にありましたために恩給が中止になつております。その結果恩給の扶助料がもらえないといふ方々であるので、恩給が復活するまでの間暫定的な措置として援護法でこれを取上げたわけでありまして、それから一般の雇用人たる軍属につきましては、これ

に国の財政の贅しから 社会保健部
度というところまで行かず、軍人であ
るからといって、色わけをしなければ
ならぬということが不満だということに
でございしますが、そういう家族の人に
なつたら、確かにそのような御不満は
あるうかと思つてございしますけれど
も、前に当局より申しましたように、
いろいろな調査も行き届いておりませ
んことでございします、なか／＼このの
問題は困難であらうかと思つておりま
す。

○長谷川(保)委員 調査が行き届かな
いとお二人からお話がありました、が、
調査が行き届かないというのは非常に
変な話であります、甲慰金を出したた
のでありますから、調査はすばいぐ
らでもできる。問題は結局予算がない
ということでありましようが、貧乏な
ら貧乏でいい、貧乏なら貧乏でいいか
ら、全国民を平等に扱わなければなら
ぬ。これは憲法の精神からいつてあた
りまえです。それを軍人なるがゆえに
ということ、そうでない留守家族あ
るいは未婚者、あるいは徴用者、あ
るいは遺族、一般国民なるがゆえに
いうことで差別をつけることに、私
どもの納得できないものがある。貧乏
なら貧乏でいいから、平等にわけら
ばいい。それを差別をつけるというこ
とはどういうことであるか、また私は
別だと思ふけれども、差別とお思いに
ならないか、その点について次官の御
意見を承りたい。

○中山政府委員 この問題は、結局国
家がその人達を直接に使つたかどう
かというところに、この差別待遇があ
るのではなからうか、そういうふう
に勤員して行かれた人たちは、その工場

の人の関係であるというところに困難があるのではなからうかと思つております。

○長谷川(保)委員 けれどもそれは国家総動員法で動員されたのであつて、何も工場主によつて動員されたわけじやない。直接国家が使つていようと、あるいはある工場に使われていようと、国家総動員法によつて動員されたのでありますから、私は当然国家が責任を負うべきだと思つております。

○田邊政府委員 当時国家といつたものは、総動員法によつて徴用せられた方々に対しては一定の扶助規則を設けて、甲府金等の支給をいたしたのでございまして、従つて当時の社会通念におきましては、こういう方々については、些少ではございしますが、何らかの国の弔慰金が一応給せられたと考へております。また学徒につきましては、法律的なことになりまするが、これは徴用と違ひまして、一般の法律による協力ではございしますが、一人々々に対する徴用命令とは違ひまして、学校に一定人数の協力方をお願いして、その人数が出たということになります。しかし結果におきましては、これは徴用とあまりかわりはないと考へられます。そこでわれ／＼の考へ方は、要するに当時の法律改正において、また社会通念において、当然国家においてなすべきであつたというものを、この際とまつておつたものを復活してやるのだ、こういう考へ方に立つてゐるわけではございまして、もちろん考へ方によりましては、お話の通り広く戦争犠牲者を取上げて、これを援

護するという考へ方もあらうかと思ひます。ただこれは国が使用主として、公務員に対する国の責任という考へ方から、この問題が取上げられておる關係上、その対象を勢い国と身分關係にあつた方々に一応限定するという方針で進んでおるわけでありまして、

○長谷川(保)委員 私はきよう恩給法のことを聞いておるのではありませう。この援護法を改正する機会でありまして、このときに今申しましたような諸君に手を伸ばすことが必要である。また援護法の援護の程度が低い。それではいかぬじやないか。恩給法の方では、国家が使つておつたんだから国家が責任を負う、けつこうでありまして、ところが同時にこの援護の手を延べるこの人々も、国民なんです。しかもみづからの意思によらず徴用されて、攻撃せられあるいは先ほど申しましたように死傷するということになつたのであります。今この二つの援護法の改正をするのでありますから、これをものと高い程度にしなければいけません。いやないか、これに不平等が行われたのでは、これは人道の見地からいまして、憲法の立場からいまして、

私も、いけないうちやないかという点を私は伺つておるわけでありまして、ただいまの御答弁は非常に不満でありますけれども、一応私の質問をこれで終ります。

○小島委員長 中川源一郎君。○中川(源)委員 田邊次長にお尋ねしたのでございましてけれども、どうも私には満足ができませんので、政務次官にお尋ねしたいのでございまして。未亡人が、非常に喜んでおる者もありまして、

が、まち／＼でございまして、中には

いろいろだまされて正式結婚をする場合がございまして。子供を養えないもので、それから、子供を連れて結婚いたしましたところ、最初から話が違つておつたというので、ただちに結婚を解消いたしましたという者に対しては、一旦籍を入れますと甲府金、年金はもらえないということになつておるのでございまして、子供には何の罪もない。親に手続をされておる通りのもので、何にも知らずに子供は籍を移されておる、そういう養子縁組の解消いたしました者に対しては弔慰金、年金を支給されないというところは、これはまことに

かわいそうな事情がございまして。この点はそういう形式的なもので、現に結婚解消して、そしてまたじめにやつておる者に対しては、何とかこれを支給する方法がないものだろうかと思つてございまして。それと、中にはまた結婚をいたしまして、正式の結婚をして手続をしたところ、朝鮮人であるがゆえに籍が入らない、そしてその朝鮮人と何人も子供ができておる、そして毎日同居して夫婦生活をすつとしておる、ところが前の子供は老父母にまかせきりで、その老父母に対しては年金の五千円は渡りま

すけれども、子供に対して、あるいは結婚をすてにしており、次の子供がど

んをいたしまして、弔慰金、年金の支給を年寄りにもしてあげなければ済まぬじやないかというふうな調停でもするようにしたいと思つてございまして、そういう権限が何もないのであります。厚生省の方では、やはり朝鮮人と結婚して次の子供もできておる未亡人に年金、弔慰金が支給されておるわけではございまして、こういう矛盾し

た。社会通念から見ればおかしいじやないかと言われるようなことのないようにするくふうについて、お考えを願ふものか、こういうふうにお

○中山政府委員 まことに法律といふものは冷たいものでございまして、今お話の通りに、正式に結婚をして、子供を連れて行かれないので、解消した人にはもう渡らない、一度結婚した人には渡らないというものがあつたと思へば、また入籍してないために、その者には渡つておる。この間北海道から来たお父さんの例でも、まことに気の毒なのがありました。それはお父さん

で、一人の息子を、自分の先妻が死んでからまま親に育てさせるのはかわいそうだと、一人前に育てた

が、その子が出征して戦死した。もう男一人でだん／＼年をとつて行くのでやつて行けないからというので結婚をしたのであります。ところが法律は、結婚をした人には与えない、六十歳以上

の人であつても、その人が結婚をするのであれば、生活能力があるという一つの考へから、きまつた法律でござい

ますので、これは与えないというところが決定になつております。それでその方がわざ／＼北海道から来て、まことに不当ではないかとおつしやつた。

私も非常にお氣の毒に思つたのであります。しかしこの法律の矛盾というものは、法律を改正いたしませんことにはどうにもならない線ではなからうかと私は思つております。今のところでは、こういうケースはどうにもならないのであります。いろいろ／＼とお氣の毒なことを私も始終聞かされて、何とかならないかしらと思つておりますが、法律の改正せられない限りにおいては、何ともこの矛盾を是正することができないという残念な立場に立つております。

○中川(源)委員 どうかひとつこの点について、実情に照して法律の改正がなされますように、政務次官におかれましては格別の御心配にあずかりたいと思つてございまして。

それから病気の種類とか、あるいは内地、外地ということについて、内地、外地を問わず、実情に即してこれを改正をしたらわなければならぬ点があるものでございまして。

○小島委員長 厚生委員会の方はまた後日機会がありますし、引揚委員会の方に質問される方が残つておりますから、そちらにお譲りしたらどうでしょうか。

○中川(源)委員 ひとつ法律の改正にお考えをいただきたい、こういうことを強く要望いたしまして私の質問は一応打切ることになります。

○小島委員長 受田新吉君。○受田委員 弔慰金の規定につきまして、この法律には配偶者と子とか兄弟とかいふ關係の面以外には支給しないことになつておりますが、一人の尊い人命をささげたという立場から、そ

私に非常にお氣の毒に思つたのであります。しかしこの法律の矛盾というものは、法律を改正いたしませんことにはどうにもならない線ではなからうかと私は思つております。今のところでは、こういうケースはどうにもならないのであります。いろいろ／＼とお氣の毒なことを私も始終聞かされて、何とかならないかしらと思つておりますが、法律の改正せられない限りにおいては、何ともこの矛盾を是正することができないという残念な立場に立つております。

○中川(源)委員 どうかひとつこの点について、実情に照して法律の改正がなされますように、政務次官におかれましては格別の御心配にあずかりたいと思つてございまして。

それから病気の種類とか、あるいは内地、外地ということについて、内地、外地を問わず、実情に即してこれを改正をしたらわなければならぬ点があるものでございまして。

○小島委員長 厚生委員会の方はまた後日機会がありますし、引揚委員会の方に質問される方が残つておりますから、そちらにお譲りしたらどうでしょうか。

○中川(源)委員 ひとつ法律の改正にお考えをいただきたい、こういうことを強く要望いたしまして私の質問は一応打切ることになります。

の祭祀をつかさどるおじとかおばとか、あるいは非常に身近にお世話して来た者とか、そういう人にも、五万円の手慰金が無理であるならば幾らでも差上げて、なくなれた霊をまつてあげる、この精神はきわめて重大であると思うのであります。ところが法律に規定したものの以外にはこれを支給しないことになりましたので、おじ、おばのごとき、子のように世話をしておつた人も、その霊をまつる費用がないという現実が起つて来るのであります。昨年このことについて私厚生大臣に質問したところ、当時の吉武厚生大臣は、そういう人にも出したいのであるが、予算の都合によつて支給されないのだ、手慰金の精神は了とするが、実際はなか／＼むずかしいのだという答弁があつたのです。この点、政府としては、一人の霊をまつる人に、せめて幾らでも手慰金を出すような規定を設ける必要はないか。これは手慰金の精神からいって非常に重要な問題であると思うのであります。次長の御答弁をいただきたいと思ひます。

○田邊政府委員 昨年援護法が当委員会において審議された際の政府の原案においては、祖父母というような線まででは切つてあつたわけでありまして、名前も一時金と相なつておりましたのを、手慰金というふうな、その範囲を兄弟姉妹にまで及ぼしたのであります。慎重に御審議になつた結果そういうふうな御修正になつたわけでありまふ。その際阿波丸の死没者に対する見舞金の支給の際も兄弟姉妹ということに限定されておるから、これと歩調をとつて、この辺が妥当ではないかという点も伺つたのであります。手

意を表する場合に、だれに弔意を表するか、何も限定する必要はないという議論もお説の通りだと思ひます。おじ、おばその他事実上葬祭を行つておる方に手慰金を差上げるという建前でありまふ。その通りだと思ひます。が、現在の法律では必ずしも事実葬祭を行つておる方に手慰金が行くということになつておりませんので、たとえおじ、おばがおりましても、兄弟姉妹がおる場合においては、そのおじ、おばでなしに兄弟姉妹の方に手慰金を差上げることに相なつておるわけでありまふ。単なる葬祭料とも違ふものであります。お説の点はごもつとも

だと思ひますが、手慰金の性格から見れば、必ずしも他の者にまで全部及ぼさなければならぬ筋合いのものでもなからう、一応こういうふうにも考えられるのでございませう。葬祭を行うものにしては、手慰金を拡大してどうかという御意見の点につきましても、今後ともよく研究いたしたいと思ひます。

○田邊委員 これは遺族年金をもらつてない人であるし、弔意を表わすという精神でそうした範囲を拡大する、その金額はここにあげてある順序の人々よりは低額であつてもよい、とにかく国家としてこの精神をくむべきであるという意味で、御研究を要望して次に移ります。

未復員者給与方法及び特別未帰還者給与方法がなくなつて、新しい援護法が生れるわけでありまふが、この法律案にひとつ私として疑義を抱いておる点を指摘して御回答を求めたいと思ひます。

第一はこの法の第十一条において、未帰還者が帰還したときはこの留守家

族手当の支給を打ち切ることになつておるのであります。本人が病氣でありあるいは家族が非常に貧困で、留守家族として給付を受けていたものをただちに打切ると困るというやうな場合には、これを半年ぐらゐ延長して支給することの出来るやうな規定を設ける必要はないか、これをお伺ひしたいのであります。

○田邊政府委員 ごもつとも御質問でございませうが、この援護法の根本の建前は、ソ連、中共地域に抑留ないしは残留しておられる方々の特殊な状態を考慮いたしまして、生活保護法とは別個にかやうな援護法という応急の立法をしたのであります。この根本は、やはり帰つて来ない、未帰還の状態にあるという実情に立脚いたしてすべて法の建前が組み立てられておるのでございませう。たとえば留守家族手当の支給というところをごらんいただきますれば、「未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給する」となつておりまして、お帰りになりますれば未帰還者ではないわけにございませうので、それは未帰還者留守家族手当はないわけにございませう。もつとも、ただいまの点は、未帰還者が帰つた後においても留守家族手当に相当する額を継続支給してはどうかという御意見であらうと思ひますが、この点につきましても、むしろ帰つて来た人自身の援護の問題になるのではないかと、帰つて来た人自身及びその人が扶養すべき家族の問題になると思つてございませう。この点につきましても、一般の生活保護法という法律がありまふ。今日、それとの関係をどういうふうにかへて行くかという新しい問題でもございませう。

し、かた／＼帰つて来た人自身及びその人が扶養すべき家族ということを考へて、御本人が引揚げて来た後の援護の問題ではなからうかと考へるわけにございませう。実情につきましても十分御同情申し上げるわけでありまふが、形式論を申し上げまふと、お帰りになりました以上は、やはりそれは一般の生活保護の対象の問題として考慮すべき問題ではなからうか。もししからずとすれば、帰つて来た人自身の援護の問題として、特殊性を考へて考慮すべき問題ではなからうか。かやうに考へております。

○田邊委員 この帰つた人が病氣のやうな場合には、これは療養給付の規定もあるのであります。さういふところでは本人は救われる。しかしさういふ事情が發生したのは未帰還という現実がさういふ病氣を起したたのであつて、その留守家族援護の立場から言へば、未帰還の事情が続いたため、本人が帰つてもすぐ家族の生計を営ませ得るやうな力がなかつたのだから、従つてその留守家族に対しては、その事情のある程度安定する半年ぐらゐまでは、当然留守家族としての援護を継続すべきである。こう私は思つておる。これは筋が通ると思つておる。帰つたらもう留守家族でなくなるからという意味でなくして、帰つた人でも療養給付の規定がちゃんと残つておるの、まだ帰らざる前に、かの地においてさういふ公務に従事して病氣が起つたからであつて、当然留守家族に対して、その本人が帰つて家族を養ふことができないやうな状態でもつて帰されるやうな人間にしてしまつたのだから、その援護は、

長く継続するのは困難でありまふやうが、特殊な事情がある限り、半年間ぐらゐはこれを継続支給することが出来るやうにすべきものであると思ひます。これは特殊な場合に限るとしても、杜會通念からいつても、当然これは、留守家族の援護の規定を半年ぐらゐは継続支給すべきであるということが確認された場合に限り、支給するといふことぐらゐ規定すべきではないかと思ひますが、これをお尋ねしておきた

○田邊政府委員 この問題を取上げまふといふと、病氣中の帰還者の家族の援護の問題も当然問題になつて参ります。その場合、半年に限るといふことはなか／＼困難ではないか。ことに現在未帰還者として養護中の者がおよそ五千人ほどございませうが、さういふ方々の問題もこの中に問題にすべきではないかと思つておる。またその家族の安定するまでというお話であります。未帰還者が死亡した場合におきましてもやはり同様の問題が生ずるのではないかと考へられるのであります。従いましても、未帰還者の留守家族の手当ではないが、帰つて来た場合の本人及びその家族の生活が氣の毒ではないか、さういふやうな問題として考へるべきではないかと思つておる。この点につきましても、先ほど申し上げましたやうに、単に帰つて来た方々の問題だけではないに、その他のたとえば病氣中の未復員者の問題も同時に考へて考慮すべき問題であり、また関連するところが幾らもあると思ひますので、それらともならみ合せまして慎重に考慮を要する問題ではないかと思ひます。お話の点

は私もお気持はよくわかりますので、他の問題とも関連させましてよく考慮したいと思つております。

○受田委員 私の氣持がよくわかるというお言葉ですが、今のお話の中にあつた、死亡して帰つたという場合にはどうなるかというのと関連があるということでありましたが、死亡した場合には、また新しい立場から、家族が新しいスタートに立つ道も開けることだし、公務によつて死亡したものであるが、非常な重い病氣で帰つた場合、その人の力によつてささえられるべき家計がくずれて行くというようなことを私は言うているのであります。これはひとつ研究していただくことにいたします。

もう一つ、第十三条の規定の中にこの留守家族手当の支給をすることをやめる場合のことが書いてあるのです。「この法律の施行後三年を経過した日以後においては、過去七年以内に生存していたと認めるに足りる資料がない未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給しない。」となつておるものでありますが、これはどういうことですか、こういうふうになるのか、これはたいへん大事な問題であるので当局のお考えをお伺いしたいと思います。

○田邊政府委員 第十三条の規定の趣旨につきましては、この法律案の提案の際に、厚生大臣から提案理由の中に、お述べになつてゐるところでございませう。今回の改正によりまして、未帰還者の範囲は相当広範囲に広げられたわけでございます。終戦当時、もつと厳密に申しますれば、敗戦当時において生存の資料があつたという方であり

ますならば、その後死亡したと認められない限り、すべてこの留守家族等援護法における未帰還者として取扱われるわけでございます。従いまして、この未帰還者の範囲には、終戦直後当時の混乱によつて行方不明となり、あるいは死亡したのではないかと考えられるような方々も相当数含まれておるわけでございます。これは今日その死亡の資料が確認せられない結果、未帰還者としての取扱いをいたしておるのでございますが、かような方々全部に對しまして永久にいつまでも未帰還者として留守家族手当を支給するかどうかという問題につきましては相当疑問がございしますので、適當な機会に別な形でそれは処理すべきではないか、という考え方をもちまして、三年と七年というふうな期間を限定したわけでございます。従いまして、この法律施行後三年間は、もうお帰りになったという場合、あるいは死亡したという場合とが確認される場合を除きましては、広くすべての方々に對しましてこの未帰還者留守家族手当を支給することにしようとするわけであります。そのかわり、一方、調査究明の点につきましては、この法律の中に新たに規定されておりますように、国として、その状況不明の方々の調査に万全を期しまして、全力を尽して状況を明らかにするようにいたしたいと考えておるわけでございます。そういったしましてなお、状況不明の期間が七年も続く場合におきましては、失踪宣告の例をもにらみ合せまして、この留守家族手当を一応打切るといふ建前にいたしましたわけであります。もちろんこの制度は今後の調査究明の

成果とも十分にらみ合せて考慮しなければならぬ問題だとは思いますが、われわれの方の目下の考えでは、今後三年間の調査究明に全力を注ぎますならば、おそらくは未帰還者と考えられ、おそろくは未帰還者と考えることとおる方々の生存を明らかにすることができるとは思いますが、今日までなぜわけてあります。現に今度お帰りになりました方々の中で、相当数の今日まで状況不明ないしは生死不明となつておる方々、あるいは死亡したと認められる方々がお帰りになつております。こゝろいう方々の事実が、今日までなぜわかれわれにわからなかつたかという点については、われ／＼詳しく調べてみたいと思ひますが、中には全然内地へのご通知の道も知らなかつたという方もごく少数あつたようではありますが、大部分伺いますと、内地に家族を持つておられない方が多い。ことに父母、妻子をお持ちになつていない方が多いように伺つておるのであります。今度三万人の方がお帰りになりますれば、相当の人数の方がお帰りになりますれば、相当の人数の方がお帰りになることとでございしますので、これらの方々につきまして十分調査を進めたいと思つております。なお現地との連絡も、帰つた方々によつて相当可能ではないかかと考えられるわけでございます。従つて三年間の間われ／＼としましては本気でこの調査究明を促進いたしまして、一方留守家族の方々に對しましては未帰還者の情報をお知らせするよう、に、万全の措置を講じて行きたい、かような考えをもちまして、十三項の規定を設けた次第であります。

○受田委員 この七年といふことは、結局民法で言う失踪の宣告をする期間にも關係して来ると思ふのであります。

が、過去七年たつて生存が確認されな
いということなんです、ソ連などに
おける戦犯というようなのは、ソ連
が戦犯者の氏名を発表しないので、戦
犯でとられているというのがはつきり
しておりながら、氏名が発表されない
ので、家族が非常に憂慮しておるの
ですから、事實はこのソ連とか中共と
かが国と正常外交がとられていない
国々が、正常外交を回復した後、状況
不明となつた場合に、初めてこの留守
家族手当を出さぬというような規定に
しておく必要はないか、この点今申し
上げたような事例があるのであります
ので、そういう規定を特に掲げる必要
はないか、再考を促したいと思いま
す。

○田邊政府委員 実は留守家族の方々の中に、死亡したと認められる資料がないために、従つて死亡公報が出ないために、身分が確定しない結果、留守家族になつておる方も相当数ありだと思ひます。かようなことを考えますれば、実はこういう規定をする前に、死亡なり身分的な処理を促進することの方が先であらうと思ひます。この点のあたりにつきましては、今日のごときまだそこまで調査の手が伸びておりませんし、また政府の方で確信を持つてそういう問題に対して手を下すだけの態勢になつておらないのであります。われわれといたしましては、できますれば

す。ただわれ／＼考えますところは相当通信ということが許されている今日でございますので、また帰還者も相当ありますので、三年間の間にいろいろの方法をもつてこの問題を促進いたしますならば、この状況不明の方々の消息を明らかにすることができるであらうと、われ／＼は考えておるわけであります。もちろんお話の通り事態も十分想像できることでございます。この場合におきましては、三年たつた後におきまして、調査究明等の結果ともならみ合せまして、十分考慮しなければならぬ問題であらうと考えております。

○受田委員　この法の精神から行く
と、三年たつた後に生存が確認されな
いということになると、その人は未帰
還者としての権利を喪失するというこ
とになると思います。手当を支給しな
いということは、結局未帰還者である
ことを認めないのでありますから、権
利を喪失する、そうするとその家族は
未帰還者の家族でなくなるという法的
根拠が発生すると思ひますが、その場
合に民法上の失踪とか、あるいは何か
それに類するような規定でも政府が
つくつて、その状況不明の人の家族の
新しい婚姻等に支障がないようにさせ
るというような含みがあるかどうか、
この点もお伺ひしておきたいと思ひま
す。

○田邊政府委員 この問題はいへん重要な問題でありますので、今後三年の間に、いろいろそういった問題に關連する問題を十分検討してみたい。また政府部内だけでなしに、国会の皆様方のいわゆる良知を教えていただきまして、最も妥当な制度をつくるように

努めたい、かような気持でおる次第であります。

○受田委員 この場合三年生で手当を支給しなかつた場合に、その家族はどうして援護するのでありますか。

○田邊政府委員 われ／＼の考えでは、三年間の間に十分調査研究を遂げまして、その間に生存の資料が上らない、またその生存の資料が上らない期間が少くとも過去において七年間継続しておつたという方々は、率直に申し上げますと、死亡の疑いの相当強い方方でございます。こういった方々をいづれにしてもそのままにしておいてよろしいかという問題になるわけでございす。未帰還者の留守家族は、永久に未帰還者として留守家族手当を支給することも当を失っておりますので、その間何らかの調整をなすべきであるという考え方に出發してゐるのであります。そこでわれ／＼は三年を経過した後におきましては、先ほどから申し上げますように、調査究明の結果ともどもに合せまして、慎重な考慮を加へたい、かように考えておるのであります。

○受田委員 これは留守家族にとつては非常に不安な規定であり、それから先はどうなるかということになつて憂慮を与へる問題だと思つております。また今一部には、あるいは家族の身分が妻であるような場合に、この規定によつて失踪の宣告等の規定と何か関連するような規定でも設けて、新しい家族生活に入るような場合も考えられる人もあらうと思つが、それはだからそういうことを考える人によつて違ふのであつて、国の法律としては何か

そこへ十分に念を入れるという規定にしておかないと、それは非常に不親切なことになるので、この点手当を支給しないといふつばりと切つて、それから先は野放しにするという印象を与へますので、この点は何かひとつそれから先の保護についての用意が必要でないかと思つて、これは意見でありますから、その点の質問は一応打ち切ります。

もう一つ、未復員公務員の場合であります。恩給法の附則にも、未復員公務員に対して八月から十七年に達した者には普通恩給を支給するという規定があります。そういうことになつておりませんが、この援護法の中にもこれと関連した規定が掲げてありますので、こういう場合はどうなりますか。

未復員公務員が普通恩給を受けるようになった場合、四十五歳未満で若年停止の規定に該当するような場合、そういう場合の給与がどうなるか。もう一つはこのいづれを選択するかという問題にも関係するのですが、現在未復員公務員はこの法律にある公務員給与法の附則第三項によりまして、未復員職員の給与の取扱ひについては、この法律の規定にかかわらずなお従前の例によるということになつて、従来の給与は三七ベース當時に格づけされておる。非常に安い給与で公務員の給与が押えられてゐるのです。この押えられてゐる公務員の給与——おそろく今三万円から四万円の給与をもらつて、局長あたりになるべき未復員公務員の政府職員がある場合には、おそろく五、六千円程度の給与しかもらつておらない。それに普通恩給を給するようになつたら二千五、六百元、それが若年停

止になつたら七、八百円ということになるのです。これはせつなく恩給法にこういうことが掲げてあるが、その給与は、一般職の職員の給与に關する法律の附則第三項によるようなことになつておつたら、普通恩給は非常に低い線に決定します。ところが普通恩給はどの線に置くようにしてゐるのか。現にその職にある者とするならば、何年勤務であつて、現行の給与の同じ範囲の最低の線までは引上げた恩給額をつけるようにするといふような規定が設けてあるのかどうか。これは非常に重大な問題であつて、公務員に差別待遇を來すおそれがあるもので、政府の意圖を伺つておきたいと思つてゐます。

○田邊政府委員 御質問の趣旨がよくわからなかつたのでありますが、実は今度の恩給法の中で未帰還公務員に対する取扱ひといふのは、われ／＼の方からいへば注文を出しまして恩給法の中に規定を設けていたしたのであります。と申しますのは、未帰還者留守家族等援護法の制定によつて、留守家族には手当が行くわけでありまして、未帰還者の中にはすでに恩給年限に到達した方が大分おられるわけでありまして、しかもその恩給たるや、今度復活する恩給法によつて計算いたしましても、相当高額の恩給になる方がおられるわけでありまして、こういう方々に対してはいつまでもその恩給をとめておくことはどうであらうか。御承知の通り恩給は原則として本人の請求によつて御本人に渡すといふのが建前であります。しかしながらソ連に抑留されてゐるというやうな特殊事態のために、当然にただける恩給がその家族にまで及ばないといふことはまことに

お気の毒でございますので、そういう場合におきましては恩給法上一応退職したものと同じ見なしまして、しかも家族がかつてそれを請求することができるといふに、こういう制度をつくつてもらつたわけでありまして、かようにいたしますれば、留守家族の手当というやうな援護を受けることなしに、家族の方々が再び普通恩給によつて生計を立てることができるようになりますので、さうな制度を設けていたのだわけでありまして、しかも恩給年限に到達しない方でありまして、到達するまでの間は恩給法の対象にもあつたわけでありまして、到達した場合においては当然この普通恩給がつくやうにいたさう。もちろんこの場合に恩給法による普通恩給と援護法による留守家族手当との併給は避けるようにいたしておりますが、結論から申しますとやはり高い方を支給するといふ建前にいたしております。しかしながら一旦退職された未帰還の公務員であつても、その後において自己の責めに帰すべきからざる事由によつて傷病規定にひつかつた場合におきましては、これは恩給法上の在職期間と同じように考へて処置をしていただきたい、そのやうな無理を申しまして、全部それを恩給法で快く入れていただいたわけでありまして、ただその場合、普通恩給を給する場合のベースがどのくらいであるかという問題は、軍入につきましては、この際復活する軍人恩給法の仮定俸給額に基礎を置いて計算されるわけでありまして、未帰還公務員の場合は今私詳細に記憶しておりませんけれども、御承知の通りに未帰還公務員の俸給といふものは、内地に扶養親族を持つてお

る場合と持つていない場合とで違つております。扶養親族を持つておる場合にはベース・アップしておりますし、扶養親族のない人につきましては非常に低いところにくづけてなつております。この点は今度未帰還公務員に対して恩給年限に到達した人に普通恩給を支給するといふことになりまして、一定の俸給といふものを当然想定しなければならぬことになりまして、その金額が今幾らになつておるか、後ほど恩給局と連絡をとりましてお答えするにといたしたいと思つておるが、高い低いといふ問題は調整をとつておるはずでございます。

○受田委員 これは公務員のベース・アップが押えられて格づけされておるのではありませんか、これをどういふふうにするか、新しい規定を用意してからこの未復員公務員を恩給法の中に入れておかなければならぬのであつて、そういうものを今から研究し入れるのはいかぬのです。この恩給局長に質問しても、その額は今きまつておらぬといふ。額がきまつておらぬといふやうなものを恩給法にきめておるといふことは、これは非常に不意だと思つて、だから格づけされておる低い線と定められておる未復員公務員の恩給年限に達した場合の算定基礎額は幾らとするのだといふことをはつきりしたつて、未復員でない政府職員としての立場で計算するといふやうな基準でもこれに設けておるか、一般職の職員の給与に關する法律附則第三項の「従前の例による。」といふことでは、この法律案の条文は非常に不意だと思つてゐる。この点新しいベースをどういふふうにするのか、たとへば一

例をあげますれば、十七年に達した公務員で、大学を出て本省の課長、局長くらいに当る三、四万程度まで行くべき人が、現にはつきり申し上げませんが、七、八千円と多いです。こういう低い給与です。それから何回かベラス・アツプの都度これを叫んで来ておられますが、政府は全然手をつけなくて今日に至つておる。この人たちに普通恩給を支給するというときにどこに給与の根本を置くのか、恩給金額の算定基礎をどこに置くのか、これは実に漠然としておるのであつて、恩給局長もわからぬという。これは未復員公務員、未帰還者の担当省である厚生省としても当然考へて行かなくてはならぬことであつて、この点この法律案が通過するまでに未復員公務員の数がどれだけあるか、そして今ベラス・アツプがどのようになつておるか、三七ベラスのときに改訂したばかりでその後改訂していないが、何号俸の者が何人おる、外地関係の未帰還公務員、国内の政府職員である未帰還公務員というふうに類別してひとつあげていただきたき、今度新しい給与ではこれをどこへ持つて行くとするか、こういうところも全部当局の意図をはつきりわれわれに示していただいて、この法案の最後決定に行くべきだと思いますので、あすぐらいいまでいれ、委員に資料を御提出あらんことをお願いいたします。そして政府が意図する恩給金額の算定基礎は幾らにするか、またこれに伴う予算は幾らになるかというのをはつきり示していただきたい。そうしないと予算の上にもこれは影響するので、ずつと格づけされて低い線で行けば今安くて済んでおるのだが、これを

今度新しい恩給金額で支給することにすると五倍にも六倍にもなつて、そこに少くとも一、二億ぐらゐの予算がいふことになりまふ。その恩給を支給するための予算をどういふふうにするか、この点についてひとつ当局の資料を御提出願ひたいと思ひます。

それからもう一つ、これは戦傷病者戦没者遺族等援護法の方に關係するのですが、遺族に支給するところの遺族年金、これはもし本人が生きて居て居た場合に支給する、その月までに払つた分はこれを認める、返さなくてもいいという規定があります。遺族年金の方ではそうなつておりますが、弔慰金の方ではこの点どういふことになるか。五万円弔慰金を払つた、払つた後に本人が生きて居て居た、ところがその弔慰金をもらつた人はそれを一ぺんに政府に買ひ上げてもらつて居る使つてしまつておる、返すことはできぬというふうなときにはどうなるかというところをお伺ひしたいと思ひます。

○田邊政府委員 お話の点は今度の改正案の三十八条の二の中に規定を設けております。

○田邊政府委員 いや弔慰金です。今度遺族年金に關する規定はありましたが、今度新たに弔慰金の場合につきましてもそれに準ずる取扱ひをしたいということとで改正案が出ておる次第でございます。

○田邊政府委員 その場合に弔慰金が一時的に上げられて政府に買ひ上げてもらつて金がなくなつたという場合です。返す金がないのだという場合です。

○田邊政府委員 そういふ場合には、すでに支払つた元利金につきましても返すお返しはいたさなくてもよろしいといふことになつておりますが、他の部分については一応お返しをいたさうと思ひます。但しこれは實際問題として残るわけでございます。すでに支払つた元利金につきましても返さなくてもいいという規定に相なつております。

○田邊政府委員 これは返還させないことができないという規定になつております。

○田邊政府委員 買上げをした場合に返すお返しはいたさなくてもよろしいといふことになつておりますが、他の部分については一応お返しをいたさうと思ひます。但しこれは實際問題として残るわけでございます。すでに支払つた元利金につきましても返さなくてもいいという規定に相なつております。

○田邊政府委員 そうすると、一時買上げしても返さなくてもよろしいといふことになつておりますが、他の部分については一応お返しをいたさうと思ひます。但しこれは實際問題として残るわけでございます。すでに支払つた元利金につきましても返さなくてもいいという規定に相なつております。

○田邊政府委員 買上げをした場合に返すお返しはいたさなくてもよろしいといふことになつておりますが、他の部分については一応お返しをいたさうと思ひます。但しこれは實際問題として残るわけでございます。すでに支払つた元利金につきましても返さなくてもいいという規定に相なつております。

○田邊政府委員 買上げをした場合に返すお返しはいたさなくてもよろしいといふことになつておりますが、他の部分については一応お返しをいたさうと思ひます。但しこれは實際問題として残るわけでございます。すでに支払つた元利金につきましても返さなくてもいいという規定に相なつております。

○田邊政府委員 買上げをした場合に返すお返しはいたさなくてもよろしいといふことになつておりますが、他の部分については一応お返しをいたさうと思ひます。但しこれは實際問題として残るわけでございます。すでに支払つた元利金につきましても返さなくてもいいという規定に相なつております。

○田邊政府委員 買上げをした場合に返すお返しはいたさなくてもよろしいといふことになつておりますが、他の部分については一応お返しをいたさうと思ひます。但しこれは實際問題として残るわけでございます。すでに支払つた元利金につきましても返さなくてもいいという規定に相なつております。

○田邊政府委員 買上げをした場合に返すお返しはいたさなくてもよろしいといふことになつておりますが、他の部分については一応お返しをいたさうと思ひます。但しこれは實際問題として残るわけでございます。すでに支払つた元利金につきましても返さなくてもいいという規定に相なつております。

○田邊政府委員 買上げをした場合に返すお返しはいたさなくてもよろしいといふことになつておりますが、他の部分については一応お返しをいたさうと思ひます。但しこれは實際問題として残るわけでございます。すでに支払つた元利金につきましても返さなくてもいいという規定に相なつております。

○田邊政府委員 買上げをした場合に返すお返しはいたさなくてもよろしいといふことになつておりますが、他の部分については一応お返しをいたさうと思ひます。但しこれは實際問題として残るわけでございます。すでに支払つた元利金につきましても返さなくてもいいという規定に相なつております。

○田邊政府委員 買上げをした場合に返すお返しはいたさなくてもよろしいといふことになつておりますが、他の部分については一応お返しをいたさうと思ひます。但しこれは實際問題として残るわけでございます。すでに支払つた元利金につきましても返さなくてもいいという規定に相なつております。

○田邊政府委員 買上げをした場合に返すお返しはいたさなくてもよろしいといふことになつておりますが、他の部分については一応お返しをいたさうと思ひます。但しこれは實際問題として残るわけでございます。すでに支払つた元利金につきましても返さなくてもいいという規定に相なつております。

○田邊政府委員 買上げをした場合に返すお返しはいたさなくてもよろしいといふことになつておりますが、他の部分については一応お返しをいたさうと思ひます。但しこれは實際問題として残るわけでございます。すでに支払つた元利金につきましても返さなくてもいいという規定に相なつております。

○田邊政府委員 買上げをした場合に返すお返しはいたさなくてもよろしいといふことになつておりますが、他の部分については一応お返しをいたさうと思ひます。但しこれは實際問題として残るわけでございます。すでに支払つた元利金につきましても返さなくてもいいという規定に相なつております。

○田邊政府委員 買上げをした場合に返すお返しはいたさなくてもよろしいといふことになつておりますが、他の部分については一応お返しをいたさうと思ひます。但しこれは實際問題として残るわけでございます。すでに支払つた元利金につきましても返さなくてもいいという規定に相なつております。

○田邊政府委員 買上げをした場合に返すお返しはいたさなくてもよろしいといふことになつておりますが、他の部分については一応お返しをいたさうと思ひます。但しこれは實際問題として残るわけでございます。すでに支払つた元利金につきましても返さなくてもいいという規定に相なつております。

○田邊政府委員 買上げをした場合に返すお返しはいたさなくてもよろしいといふことになつておりますが、他の部分については一応お返しをいたさうと思ひます。但しこれは實際問題として残るわけでございます。すでに支払つた元利金につきましても返さなくてもいいという規定に相なつております。

いようなことがあるらしいのであります。それがこういう要求の出ている一つの理由であります。これに対して、これが正当であるとかどうかということは、にわかに断定はできないにしても、確かに理由というものは一応あるようにも感ぜられるのです。これに対して第四次の人たちが——その前にもしておつたようであります、援護庁の方と交渉がありまして、どういうようなことになつておりますか、その点を一点お伺いいたします。

○田邊政府委員 帰還手当の金額が少いから増額してほしいという御希望があつたことは、これは事実でございます。つたわけでありまして、ただ帰還手当が多いか少ないかという問題は、これは一律に論ずるわけに行きませんので、人によつて違ふと思ひます。たとえば百数十万の金を持ち帰つたような人と、そうでない人と違ひますし、またたとえば舞鶴にすでに就職される会社の方がお迎えに来ているという人と身寄りのない人とは非常によつて違ふと思ひます。従つて一律に多いとか少ないとかいうことを言うわけに行かないと思ひます。またこの制度をつくりました根本は、やはりそういうお帰りのことになつてからのいろ／＼の生活ということもありまして、やはりその前に長い間外地に抑留されて、あるいは自分の意思によらずして帰れなかつたという方々に対する国の一つの気持を表わすその金でございます。金額は確かに多いに越したことはないものであります、三万円でも五万円でも、国家の財政が許せば、われ／＼はその金を差上げて、立上りの資金にしていただきたい気持はござ

います、いろいろ／＼他との均衡の問題、ないしは財政上の問題等がございまして、結局一万円、五千円におちついたわけでございます。これは厚生省の他のこういう制度と比べてみます場合に、なか／＼そのりくつがむずかしいのでございます。帰つたあと生活保護法があるではないか、生活保護法を適用すれば、それでいいではないか、生活保護法を適用することになれば生活の不安がないではないか、これが日本に帰つた以上一般国民の建前ではないか、こういう議論も有力に立つわけでありまして、こういう説に對して、われ／＼は引揚者及び引揚援護の特殊性というものを力説いたしました。過去における引揚者の方々に對する国の処遇の一端をいたしまして、金額はわずかであるけれども、われ／＼の気持を表わす上において、帰還手当というものを行政上の制度としてつたわけでございます。従つてこれですべてでも生活ができるというわけでないことはもちろんでございます。要は早く就職していただく。早く住宅なり生活の安定をしていただく。そのためには結局就職でございます。就職を早くしてあげることが根本でございます。政府では労働省とも緊密な連絡をとつて努力をいたしております。一般の場合におきましては、就職の率は二〇％以内でございますが、引揚者の場合につきましては、すでに五〇％近くに就職の率が向上しております。今後一〇〇％就職を目標として努力しなければならぬと考えております。お話の通り、未帰還という状態の結果いろ／＼な問題が生じたということは、確かにその通りだと思ひます。

が、しかし一方から申しますと、法律の理念と、それから内地における一般の生活保護の態勢というものとにらみ合せましたときに、慎重に考慮しなければならぬので、にわかにこれを継続支給ということになるかどうか、もう少し考える必要があるのではないかと考へるのであります。

○白井委員 大体われ／＼としては、そういう理由をやはり説明するのであります。未帰還者にするというのと、帰国者としては、今まで国家として放置せられていたというふうに感じてゐる面もあるし、また一応中共なら中共におつては、その人たちに言わせると、いと、相当生活は安定してゐたということを言つております。せつかく母国に帰つて来てやれうれしやと思つたとたんに食えなくなるといふことになると、非常にお氣の毒であるし、またこれが非常に思想上に影響するところが大きいのであります。従つてできるだけすみやかに、これは引揚援護の方のやり方等につきましてもわれ／＼意見があるもので、あらためて申し上げたいと思ひますけれども、何とか生活ができる、こういう生活の援護法があるんだ、保護法があるんだといふことを徹底させるとともに、各省において特別にこれを進んででも扱うようにしていただかないと、どうも民生委員の方を通じて生活保護を受けるといふことを非常に卑屈に感じて、何か一部には侮蔑的なふうに見られやしないかという誤解もあるように聞いておりますので、そういうふうなことがないといふことを了解させて、特に帰還者には進んで便宜をはかるといふように——これはもとより生活能力ある家

族があるものとか、いろ／＼事情は違ひますので、できない者にはひとつやるようにして、始終ああいう騒ぎを繰返さないような方法を講ずる必要があると思ひます。よく御研究いただきたいと思ひます。

○小島委員長 これをもつて厚生委員会海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会連合審査会を終了し、本日はこれをもつて散会いたします。

午後一時四十二分散会

昭和二十八年七月二十五日印刷

昭和二十八年七月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局